

# 第100回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2024年6月21日（金）  
午前10時

**開催場所** 東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門  
4階（富士西の間）

## 目次

- 第100回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役6名選任の件
  - 第3号議案 取締役等に対する業績連動型  
株式報酬制度の一部改定の件
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

電子提供措置事項は当社ウェブサイトに掲載  
しております。





## ご挨拶

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第100回定時株主総会を6月21日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をおとどけし、2023年度の事業の状況をご報告させていただきます。

三菱製鋼グループ一丸となって「持続的成長」と「企業価値向上」の実現に向けて取り組んでまいりますので、株主の皆様には、従来にも増してご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役  
社長執行役員

## 経営理念

### 1. お客さま第一

三菱製鋼グループはお客さまに、常により高い品質と機能をより安く、心のこもったサービスでおとどけます。

### 2. 新技術の開発

三菱製鋼グループはより高い技術を追求し、グローバルに競争力のあるものづくりに注力します。

### 3. 人を活かす経営

三菱製鋼グループは多様な人材が活躍できる職場環境をつくり、働きやすく活力に満ちた明るい企業集団をめざします。

### 4. 未来への挑戦

三菱製鋼グループはあふれる情熱と創造力をもって、世の中の変化に果敢に挑戦します。

### 5. 社会への貢献

三菱製鋼グループはコンプライアンス経営を基本とし、環境に配慮した事業活動を通じ、広く社会の発展に貢献します。

(証券コード5632)  
(発信日) 2024年6月6日  
(電子提供措置の開始日) 2024年5月24日

株主各位

東京都中央区月島四丁目16番13号

**三菱製鋼株式会社**

代表取締役 山口 淳  
社長執行役員

## 第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第100回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

**【当社ウェブサイト】** <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/shareholders-meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)に「三菱製鋼」又は証券コードに「5632」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

**【東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日(木)午後5時40分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月21日（金）午前10時
2. 場 所	東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門 4階（富士西の間）
3. 会 議 の 目的事項	報告事項 （1）第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 （2）第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・本株主総会招集ご通知及び連結注記表並びに個別注記表の英語訳は、当社ウェブサイトでもご覧いただけます。
- ・株主総会後に株主の皆様にお送りしてありました「決議ご通知」につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。  
(<https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/shareholders-meeting/>)

以上

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

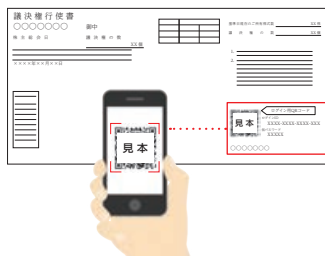
### インターネット

行使期限 2024年6月20日（木）午後5時40分入力完了分まで

#### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



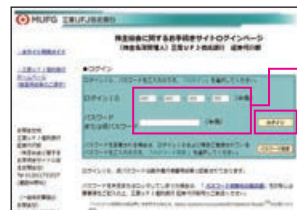
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### 「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 郵送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

2024年6月20日（木）午後5時40分到着分まで

### 株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を、株主総会当日、会場受付にご提出ください。

#### 株主総会日時

2024年6月21日（金）午前10時

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。  
※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分～午前4時30分までは取扱いを休止しております。  
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は業績及び財務・財政状況などを総合的に勘案して配当を決めております。

期末配当につきましては、当期の業績は赤字となりましたが、上記の基本方針ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、1株につき35円で実施いたしたくご提案させていただきます。中間配当として1株につき25円お支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき60円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金35円 総額540,308,405円

##### (3) 配当が効力を生じる日

2024年6月24日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名は全員本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任 さとう もとゆき 佐藤 基行 (満69歳)	取締役会長	100% (14回/14回)
2	再任 やまぐち じゅん 山口 淳 (満58歳)	代表取締役 社長執行役員	100% (14回/14回)
3	新任 あおいけ けいすけ 青池 慶介 (満56歳)		— (一回/一回)
4	再任 やまお あきら 山尾 明 (満62歳)	取締役 常務執行役員 営業本部長, 部品事業部担当	100% (10回/10回)
5	再任 ひしかわ あきら 菱川 明 (満72歳)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (14回/14回)
6	再任 たけうち みなこ 竹内美奈子 (満63歳)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (14回/14回)

候補者番号

1

さとう もとゆき  
佐藤 基行

1954年12月25日生（満69歳）

再任



取締役在任年数 18年

所有する当社株式の数 31,700株

取締役会への出席状況 100% (14回/14回)

指名報酬委員会への出席状況 100% (11回/11回)

### 略歴

1978年 4月	当社入社	2013年 6月	当社常務取締役，鋼材事業・ばね事業・部品事業・技術管理部担当
2006年 3月	当社ばね事業部長		
2006年 6月	当社取締役，ばね事業部長	2015年 6月	当社取締役社長（代表取締役）
2011年 6月	当社常務取締役，ばね事業部長，部品事業・技術管理部担当	2021年 6月	当社代表取締役 社長執行役員
		2022年 6月	当社取締役会長（現任）

### 当社における地位及び担当

取締役会長

### 取締役候補者の選任理由

佐藤基行氏は、2006年6月に取締役に就任し、ばね事業、鋼材事業、部品事業や技術管理部の担当役員を歴任し、2015年6月から2022年6月までは代表取締役として、当社経営に関する豊富な知識と経験をもとに優れた経営手腕を発揮してきました。2022年6月からは取締役会長を務め、取締役会議長として当社経営の監督を行っております。以上のことから当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。

### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### 候補者と当社との特別の利害関係

佐藤基行氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



候補者番号

2

やまぐち  
山口

じゅん  
淳

1965年6月16日生（満58歳）

再任



取締役在任年数 5年

所有する当社株式の数 12,000株

取締役会への出席状況 100%（14回/14回）

### 略歴

1989年 4月	当社入社	2020年 3月	当社取締役、ばね事業・事業企画部・資材部担当
2009年 9月	当社ばね営業部長		
2014年 4月	当社ばね事業部副事業部長	2021年 6月	当社取締役 常務執行役員、企画統括部・資材部・システム部担当
2016年10月	当社事業企画部 営業企画部長		
2017年 7月	当社事業企画部長	2022年 6月	当社代表取締役 社長執行役員（現任）
2019年 6月	当社取締役、事業企画部・資材部担当		

### 当社における地位及び担当

代表取締役 社長執行役員

### 取締役候補者の選任理由

山口 淳氏は、当社入社以来、ばね営業部長や事業企画部長等を歴任し、2019年6月から2022年6月までは取締役として、ばね事業や企画統括部、資材部、システム部の担当役員を務めました。また、2022年6月からは代表取締役 社長執行役員として、「2023中期経営計画」を策定するとともに、ESGの強化を含む経営改革を確実に押し進めております。以上のことから経営の指揮を執る者として当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。

### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### 候補者と当社との特別の利害関係

山口 淳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

あお いけ けい すけ  
青池 慶介

1967年8月10日生 (満56歳)

新任



取締役在任年数 -

所有する当社株式の数 -

取締役会への出席状況 -

### 略歴

1990年 4月	(株)三菱銀行(現：(株)三菱UFJ銀行) 入行	2020年 3月	同社 コンプライアンス統括部長
2016年 5月	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ コンプライアンス統括部 部長(特命担当)	2020年 6月	(株)三菱UFJ銀行 シニアフェロー コンプライアンス統括部長
2017年 5月	(株)三菱東京UFJ銀行(現：(株)三菱UFJ銀行) 国際業務部長	2022年 6月	東銀リース(株) 常務執行役員
2019年 3月	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ コンプライアンス統括部 部長(特命担当)	2023年 6月	同社 取締役常務執行役員 (現任, 2024年6月20日退任予定)

### 当社における地位及び担当

-

### 取締役候補者の選任理由

青池慶介氏は、(株)三菱UFJ銀行でシニアフェローを歴任し、2023年6月より東銀リース(株)で取締役常務執行役員を務めるなど、豊富な知識と経験を有しており当社経営意思決定に参画することが当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、取締役候補者いたします。

### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### 候補者と当社との特別の利害関係

青池慶介氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

やま お  
山尾あきら  
明

1961年8月3日生（満62歳）

再任



取締役在任年数 1年

所有する当社株式の数 6,700株

取締役会への出席状況 100%(10回/10回)

### 略歴

1985年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役、営業本部長、素形材事業・部品事業担当
2003年 4月	当社部品販売部長	2021年 6月	当社上席執行役員、営業本部長、営業戦略室長、部品事業部担当
2006年 3月	当社ばね営業部長	2022年 6月	当社常務執行役員、営業本部長、部品事業部担当
2010年 6月	当社部品事業部長	2023年 6月	当社取締役 常務執行役員 営業本部長、部品事業部担当（現任）
2016年10月	当社鋼材事業部長、部品事業部長		
2017年 6月	当社取締役、営業本部長、鋼材事業部長、部品事業部長		

### 当社における地位及び担当

取締役 常務執行役員 営業本部長、部品事業部担当

### 取締役候補者の選任理由

山尾 明氏は、当社入社以来、ばね営業部長、部品事業部長や鋼材事業部長等を歴任し、2017年6月から2021年6月まで取締役として営業本部長を担当するなど、豊富な知識と経験をもとに営業体制強化に努めてまいりました。また、事業部を超えて横断的な営業戦略を推進するとともにマーケティングの強化にも尽力しております。以上のことから当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。

### 重要な兼職の状況

MSSC Ahle GmbH 取締役会長

MSM(THAILAND)CO.,LTD. 取締役会議長

### 候補者と当社との特別の利害関係

山尾 明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

ひしかわ  
菱川あきら  
明

1951年9月10日生（満72歳）

再任

社外取締役

独立役員



取締役在任年数	11年
所有する当社株式の数	9,800株
取締役会への出席状況	100% (14回/14回)
指名報酬委員会への出席状況	100% (11回/11回)
社外役員連絡会への出席状況	100% (4回/4回)

### 略歴

1976年 4月	三菱重工業(株)入社	2012年 7月	同社代表取締役 常務執行役員, 機械・鉄構事業本部長 (2014年6月退任)
2009年 6月	同社取締役 執行役員, 汎用機・特車事業本部長	2013年 6月	当社取締役 (現任)
2011年 4月	同社代表取締役 常務執行役員, グローバル戦略本部長	2014年 6月	三菱重工業(株) 特別顧問(2016年6月退任)

### 当社における地位及び担当

取締役

### 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

菱川 明氏は、三菱重工業(株)の代表取締役 常務執行役員等を歴任し、その経験を通じて培われた経営の専門家としての経験・見解は当社にとって大変有益であります。2013年6月から当社社外取締役として、適切な助言やご指摘をいただくとともに、2022年に新設した指名報酬委員会においては委員長(2024年4月より委員)も務め、非常に有益なご提言を頂戴しております。以上のことから変革期にある当社において取締役として当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者いたします。

### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### 候補者と当社との特別の利害関係

菱川 明氏は、当社製品の販売先である三菱重工業(株)の出身者であり、当社と同社の間では営業取引がありますが、その額は当社の売上高に対し僅少であるため、特別の利害関係はないと判断しております。

候補者番号

6

たけうち みなこ  
竹内 美奈子

1961年1月17日生（満63歳）

再任

社外取締役

独立役員



取締役在任年数	2年
所有する当社株式の数	800株
取締役会への出席状況	100% (14回/14回)
指名報酬委員会への出席状況	100% (11回/11回)
社外役員連絡会への出席状況	100% (4回/4回)

### 略歴

1983年 4月	日本電気(株)入社	2020年 6月	公益財団法人日本バスケットボール協会理事（現任）
2003年 1月	スタントンチェイスインターナショナル(株)入社	2020年 6月	(株)日本M&Aセンター(現：(株)日本M&Aセンターホールディングス)社外取締役(現任)
2007年 8月	同社代表取締役副社長	2020年 8月	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟副会長（現任）
2013年 8月	(株)TM Future代表取締役（現任）	2022年 6月	当社取締役（現任）
2015年 9月	一般社団法人(現：公益社団法人)ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事	2023年 6月	公益財団法人日本バドミントン協会理事（現任）
2019年 6月	(株)滋賀銀行社外取締役（現任）		

### 当社における地位及び担当

取締役

### 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

竹内美奈子氏は、様々な企業の取締役を歴任し、その経験を通じて培われたIT・人材開発等の専門家としての経験・見解は当社にとって大変有益であります。2022年6月から当社社外取締役として、適切な助言やご指摘をいただくとともに、同年に新設した指名報酬委員会においては委員(2024年4月から委員長)も務め、非常に有益なご提言を頂戴しております。以上のことから変革期にある当社において取締役として当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。

### 重要な兼職の状況

(株)TM Future代表取締役  
(株)滋賀銀行社外取締役

(株)日本M&Aセンターホールディングス社外取締役

### 候補者と当社との特別の利害関係

竹内美奈子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 菱川 明及び竹内美奈子の両氏は、(株)東京証券取引所の規程に基づく独立役員であります。両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
2. 当社は、菱川 明及び竹内美奈子の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額であります。両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 竹内美奈子氏が社外取締役として在任している(株)日本M&Aセンターホールディングスの子会社である(株)日本M&Aセンターにおいて2021年12月に売上の期間帰属等に関して一部不適切な社内報告があったことが判明し公表しました。同社は2021年3月期の第1四半期以降の有価証券報告書等において不適切な会計処理の訂正を行っております。同氏は、問題の判明までこの事実を認識しておりませんでした。同社の社外取締役として日頃よりコンプライアンス意識の徹底について注意喚起を行っており、発覚以降は、発生原因の分析・解明、役員の責任・処分並びに再発防止策について提言等を行い、再発防止に向けその職責を担っております。
5. 取締役会への出席状況に記載している開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
6. 指名報酬委員会は、取締役会長及び独立社外取締役2名（その内1名が委員長）を構成員とし、常務執行役員以上の指名・報酬の決定について取締役会が同委員会へ諮問をし、答申を経ることで指名・報酬に係る客観性・透明性の向上を図っております。
7. 社外役員連絡会（2023年6月に従来あったガバナンス委員会から現状の役割を踏まえた名称に変更）は、取締役会における経営戦略に関する議論の活性化と経営に対する監督・監視の実効性向上を図ることを目的とし、取締役会による業務執行の監督機能を強化しております。同会は3ヶ月に一度開催しており、社外取締役及び社外監査役の5名が出席しております。
8. 山尾 明氏は過去において当社の取締役であったことがあり、通算の取締役在任年数は5年です。
9. 青池慶介氏は、2024年6月20日付で東銀リース(株)の取締役を退任する予定であります。

(ご参考)

本株主総会後の取締役・監査役（予定）に期待する分野（スキルマトリックス）

第2号議案をご承認いただいた場合の各取締役・監査役につきまして、これまでの経験をもとに、期待される分野について記載しております。

	氏名	性別	期待される分野									
			企業経営 経営戦略	業界・ 専門知識	グローバル	営業販売 マーケティング	製造・ 研究開発	IT・ デジタル	法務・ リスク管理	人事労務 人材開発	財務・ 会計	ESG・ サステナビリティ
取締役	佐藤 基行	男性	●	●	●		●	●		●		●
	山口 淳	男性	●	●	●	●				●		●
	青池 慶介 <span style="background-color: #e0f0e0;">新任</span>	男性	●		●				●	●	●	●
	山尾 明	男性	●	●		●						
	菱川 明 <span style="background-color: #e0f0e0;">社外 独立役員</span>	男性	●		●	●	●					
	竹内美奈子 <span style="background-color: #e0f0e0;">社外 独立役員</span>	女性	●					●		●		●
監査役	坂本 泰邦 <span style="background-color: #e0f0e0;">社外 独立役員</span>	男性			●				●		●	
	中森 義巳	男性		●			●					
	中川 徹也 <span style="background-color: #e0f0e0;">社外 独立役員</span>	男性							●			
	松田 結花 <span style="background-color: #e0f0e0;">社外 独立役員</span>	女性			●				●		●	

### 第3号議案

## 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

当社は、2017年6月23日開催の第93回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とし、当社が拠出する報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託から対象者に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付及び給付（以下「交付等」という）を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入についてご承認いただきました。その後、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において対象者を取締役（社外取締役を除く）及び委任契約の執行役員とするなどの一部改定について、2023年6月28日開催の第99回定時株主総会において業績連動度をはかる指標を変更するなどの一部改定についてご承認いただき、今日に至っております。

今般、取締役（社外取締役を除く）及び雇用契約の執行役員を含む全ての執行役員（以下総称して「取締役等」という）が一丸となって、より一層の企業価値向上を図ることを目的として、本制度の対象者に新たに雇用契約の執行役員を追加するとともに、これに相応する本制度の金額及び株数の改定をいたしたく、本制度の内容の一部改定をお願いするものであります。

本制度の改定内容は下表のとおりであり、これ以外の内容については2023年6月28日開催の第99回定時株主総会でご承認いただいた内容から変更はございません。

	改定前	改定後
本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役(社外取締役を除く) ・委任契約の執行役員	・当社の取締役(社外取締役を除く) ・委任契約及び雇用契約の執行役員
当社が拠出する金員の上限 (※1)	127百万円に対象期間の年数を乗じた金額	250百万円に対象期間の年数を乗じた金額
取締役等が取得する当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）の上限（※1）	141千株に対象期間の年数を乗じた株数	280千株に対象期間の年数を乗じた株数

(※1) 外部専門機関の客観的な報酬調査データ等との比較検証を指名報酬委員会において行い、適切な報酬水準・報酬構成割合に基づき設定しております。

当社における取締役等の個人別の報酬等の内容に係る現在の決定方針の内容の概要及び変更後の決定方針の内容の概要（本議案の承認を条件に変更を予定）は、事業報告に記載のとおりであり、本議案は、当該方針において定められた個人別の業績連動型株式報酬の算定方法、報酬全体に占める業績連動型株式報酬の割合、支給対象となる取締役等の員数等に照らした支給上限額として必要かつ合理的な内容となっているため、改定内容は相当であると考えております。



本議案は、2016年6月17日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただいております取締役の報酬限度額（年額400百万円以内。うち社外取締役分50百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬等を支給することを提案するものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。また、本議案には執行役員に対する報酬も含めており、本総会終結時に本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は12名となります。

## 本制度における報酬等の額・内容等

### （1）本制度の概要

本制度の概要は下表のとおりです。（詳細は（2）以降のとおり）

なお、今回の制度改正に伴い2024年度に抛出する金額及び市場から取得する株式数は、2024年度及び2025年度分の雇用契約の執行役員の株式報酬相当分を予定しております。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役（社外取締役を除く）</li> <li>・委任契約及び雇用契約の執行役員</li> </ul>
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が抛出する金員の上限 （（2）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・250百万円に対象期間の年数を乗じた金額であり、3事業年度からなる現行の対象期間については、750百万円</li> </ul>
取締役が取得する当社株式数 （換価処分の対象となる株式数を含む）の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・280千株に対象期間の年数を乗じた株数であり、3事業年度からなる現行の対象期間については、840千株</li> <li>・年平均280千株であり、発行済株式の総数（2024年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約2%</li> </ul>
当社株式の取得方法 （（2）及び（3）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない</li> </ul>
③業績達成条件の内容 （（3）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間（（2）に定義する）における最終事業年度の連結売上高、連結営業利益、ROE及びCO<sub>2</sub>排出量等の中期経営計画目標値等に対する業績達成度等に応じて変動</li> <li>・株式数は0～200%の範囲で決定</li> </ul>
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 （（4）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間の満了直後の8月頃</li> <li>・本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するまで継続保有する</li> </ul>

## (2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象となる期間は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という）とします。現行の対象期間は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度となります。（下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度とする）

当社は、対象期間ごとに、250百万円（現行の対象期間については、750百万円）に対象期間の年数を乗じた額を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする対象期間に相当する期間（現行の対象期間については、3年間）の信託（以下「本信託」という）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、当社からの第三者割当による自己株式処分、新株発行、又は株式市場から当社株式を取得します。なお、本年度の制度改正に際しては、設定済みの本信託に対し、上記上限の範囲内で必要な金員の追加拠出を行い、株式市場から当社株式を取得します。

当社は、信託期間中、毎年、取締役等に対しポイント（下記（3）のとおり）を付与し、受益者要件を充足した取締役等に、本信託から当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点の中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、本信託の信託期間も当該新たな対象期間と同一期間延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、250百万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、250百万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内とします。

## (3) 取締役等が取得する当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む）は、一定の算定式に従って、付与されるポイント及び中期経営計画の目標値等に対する業績達成度等に基づき、定まります。なお、1ポイント＝1株とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む）を調整します。

当社は、取締役等に対し、信託期間中の毎年一定の時期に、以下の算定式に基づくポイントを付与します。

(ポイント算定式)

役位別基本報酬額(※1)×BIP信託構成比率(※1)÷対象期間の開始する月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値(小数点以下の端数は切り捨て)

また、受益者要件を充足した取締役等に対し、本信託から、以下の算定式に基づく株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

(株式交付ポイント算定式)

信託期間中に累積したポイント数(以下「累積ポイント数」という)×業績連動係数(※2)

本信託から取締役等に交付等が行われる当社株式の総数は、280千株に対象期間の年数を乗じた株数(※3)を上限とします。

(※1) 「役位別基本報酬額」や「BIP信託構成比率」は職責や職務、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

(※2) 業績連動係数は、対象期間中の最終事業年度の連結売上高、連結営業利益、ROE及びCO<sub>2</sub>排出量等の中期経営計画目標値等に対する業績達成度等に基づき、0～200%の範囲で決定します。

(※3) この株式数の上限は、(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

#### **(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期**

受益者要件を充足した取締役等は、対象期間終了直後の8月頃に、(3)に基づき算出される株式交付ポイントに相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式は切り捨て)について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

#### **(5) 本信託内の当社株式に関する議決権**

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### **(6) ポイントの没収事由**

取締役等の在任期間中に、重大な非違行為等があった場合には、累積ポイント数を没収するものとします。

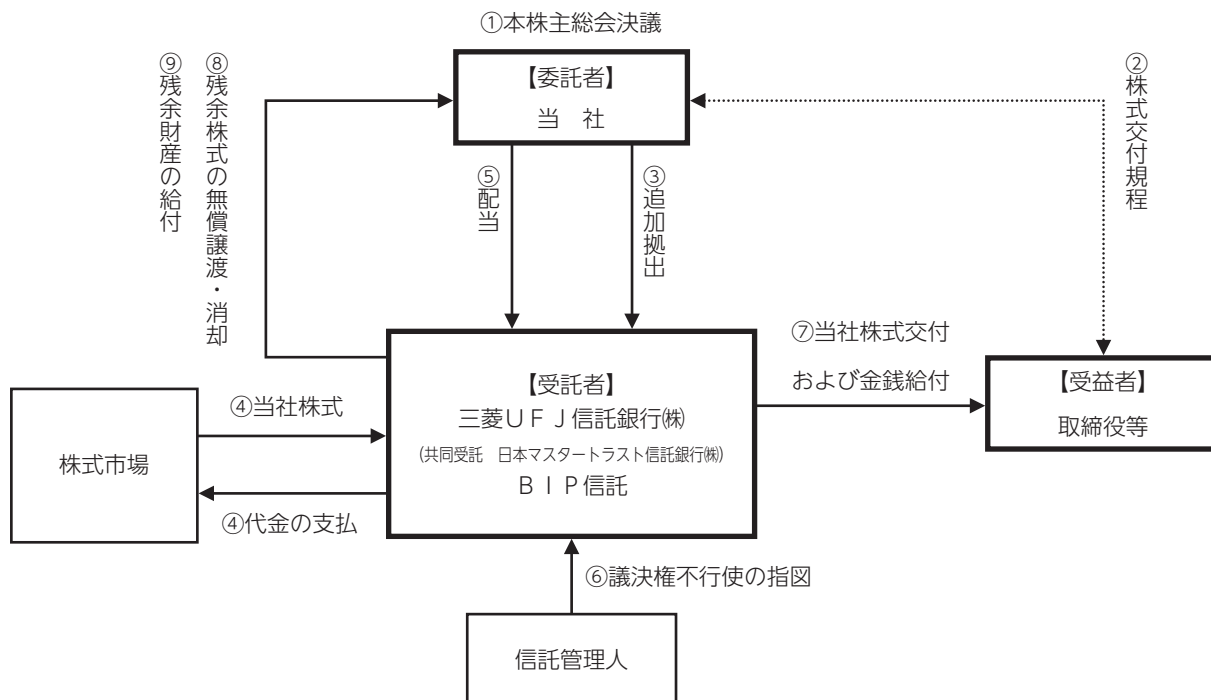
## (7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」(後記ご参考：2024年5月13日付プレスリリースの抜粋)をご参照下さい。

(ご参考：2024年5月13日付プレスリリースの抜粋)



- ①当社は、本制度の一部改定に関して本株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ②当社は、役員報酬に係る株式交付規程を改定いたします。
- ③当社は、①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託に金銭を追加拠出します。
- ④受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦受益者要件を満たした取締役等は、信託期間中に、株式交付規程に従い、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、株主総会決議で承認を受けた本信託に拠出する金額の上限の範囲内、かつ、交付株式数の上限の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

## 【信託契約の内容】

- |            |                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①信託の種類     | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                                                  |
| ②信託の目的     | 取締役等に対するインセンティブの付与                                                                         |
| ③委託者       | 当社                                                                                         |
| ④受託者       | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                                                |
| ⑤受益者       | 取締役等のうち受益者要件を充足する者                                                                         |
| ⑥信託管理人     | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                                                       |
| ⑦信託変更契約日   | 2024年8月9日（予定）                                                                              |
| ⑧信託の期間     | 2017年9月19日～2026年8月末日（予定）                                                                   |
| ⑨制度開始日     | 2017年9月19日                                                                                 |
| ⑩議決権行使     | 行使しないものとします。                                                                               |
| ⑪取得株式の種類   | 当社普通株式                                                                                     |
| ⑫信託金の上限額   | 750百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む）<br>（なお、今回追加拠出する金額は、本株主総会についてご承認いただいた上限額と、既に拠出済みの信託金の額の差額を上限とします） |
| ⑬株式の追加取得時期 | 2024年8月14日(予定)～2024年8月末日(予定)<br>（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く）             |
| ⑭株式の取得方法   | 株式市場から取得                                                                                   |
| ⑮帰属権利者     | 当社                                                                                         |
| ⑯残余財産      | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                                     |

以 上

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年4月～2024年3月）において、当社グループの主要需要先である自動車業界では、半導体等の部品不足の緩和等により、前期と比べ生産台数の回復が進みました。一方、建設機械業界では東南アジア主要国での選挙戦によるインフラ投資の停滞や欧州での金利高止まり等の影響により、下期以降需要が減少したほか、産業機械・工作機械業界でも、中国の景気悪化の影響が大きく、需要減少となりました。

また調達コスト面では、高値圏が続く原材料市況と円安の進行により原材料輸入コストが増加しているほか、エネルギー価格の高止まりに加え、物流費や労務費等の諸コストも上昇しています。

このような状況下、当社グループの連結売上高は、ばね事業において自動車需要回復に伴う売上数量増や売価転嫁の効果があったものの、特殊鋼鋼材事業の売上数量減影響等により、前期比5億9千4百万円（0.3%）減収の1,699億4千3百万円となりました。連結営業利益は、北米ばね子会社の損益が著しく改善したものの、国内特殊鋼鋼材事業の大幅な損益悪化により、前期比7億3千9百万円（13.3%）減益の48億8百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純損失は、金利上昇に伴う支払利息の増加及び前期に計上した保険金収入等の減少に加え、ばね事業のドイツ及び中国子会社で減損損失を計上したことにより、前期比31億5千9百万円減益の9億6千9百万円の損失（前期は親会社株主に帰属する当期純利益21億9千万円）となりました。

		第100期（当期）(2023/4～2024/3)
売上高	(億円)	1,699
営業利益	(億円)	48
経常利益	(億円)	19
親会社株主に帰属する 当期純損失	(億円)	△10
配当	(円/株)	60

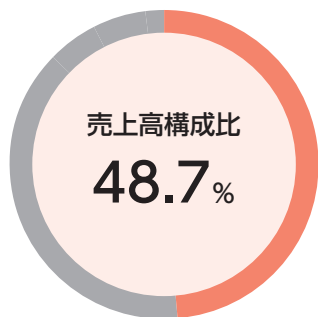
# 特殊鋼 鋼材事業

主な  
製品

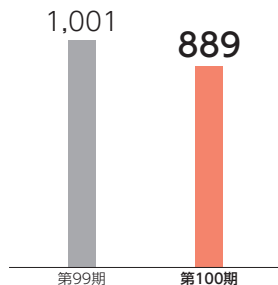
特殊鋼鋼材（炭素鋼，低合金鋼，ばね鋼，非調質鋼，軸受鋼，快削鋼，工具鋼，窒化鋼）

主な  
最終用途

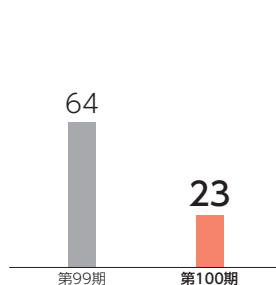
建設機械，自動車，産業機械・工作機械 他



売上高（単位：億円）



営業利益（単位：億円）



特殊鋼鋼材事業の売上高は，前期比112億9千4百万円（11.3%）減収の888億5千万円となりました。建設機械の需要減とそれに伴うサプライチェーンにおける中間在庫調整の影響に加え，産業機械・工作機械の需要減が継続していることにより，減収となりました。

営業利益は，前期比40億3千8百万円（63.6%）減益の23億1千1百万円となりました。インドネシア海外事業ではスクラップ価格の下落等により増益となったものの，国内事業の売上数量減とそれに伴う生産性・原単位の悪化に加え，前期における価格急騰前の安価な原材料在庫使用による増益影響が無くなること等から，減益となりました。



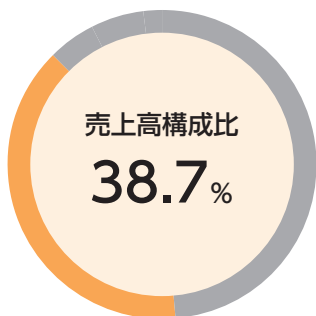
# ばね事業

## 主な製品

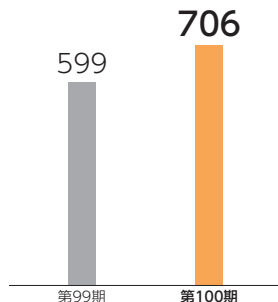
巻ばね、スタビライザ、板ばね、トーションバー、コイルドウェーブスプリング、精密ばね、各種ヒンジ製品、精密プレス品、樹脂成形品、プレス組立品、シュープレート用ゴムパッド、タイヤプロテクター、タイヤチェーンほか各種自動車・建設機械用補修部品・用品

## 主な最終用途

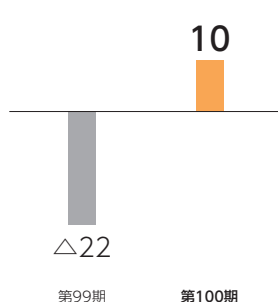
自動車、建設機械、情報通信機器 他



売上高 (単位：億円)



営業利益又は損失 (単位：億円)



ばね事業の売上高は、前期比107億1千1百万円（17.9%）増収の705億7千万円となりました。原材料やエネルギー価格等の高騰に対する売価転嫁の効果や自動車生産の回復に伴う売上数量増に加え、円安による換算影響が大きく寄与しました。

営業利益は、前期比31億2千9百万円改善し、9億6千2百万円と6期ぶりの営業黒字（前期は営業損失21億6千6百万円）となりました。北米子会社の損益が、不採算製品の値上げ等による売価改善の進展により、大幅に改善しました。

# 素形材事業

主な  
製品

特殊合金粉末、同微粉末、精密鋳造品、  
精密機械加工品、鋳鋼品、一般鍛鋼品、  
特殊合金素材及び同加工品

主な  
最終用途

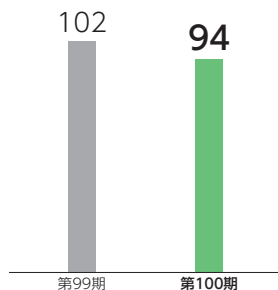
自動車、電子機器、産業  
機械 他



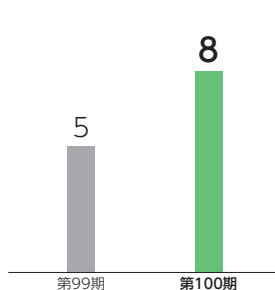
素形材事業の売上高は、前期比7億9千1百万円（7.8%）減収の94億1千9百万円となりました。タイ子会社での精密鋳造品の売上回復は進んだものの、鋳鋼製品（エスコ）生産終了に伴う売上数量減により減収となりました。

一方、営業利益はタイ子会社での不採算製品の値上げ及び固定費削減を含むコスト改善により、前期比2億2千9百万円（43.9%）増益の7億5千1百万円となりました。

売上高（単位：億円）



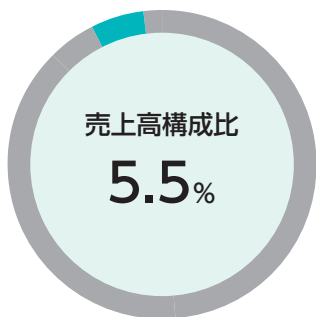
営業利益（単位：億円）



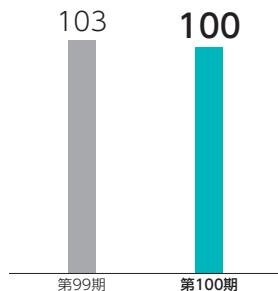
# 機器装置事業

主な  
製品

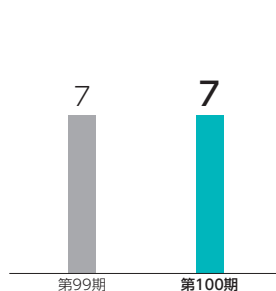
鍛圧機械, 産業機械, 鉄構品,  
環境リサイクル機器



売上高 (単位: 億円)



営業利益 (単位: 億円)



機器装置事業の売上高は、前期比2億8千4百万円(2.8%)減収の100億1千8百万円となりました。リサイクル需要の高まりで磁力選別機等の売上は増加したものの、洋上風力関連の大型案件が前期に終了したことにより、前期比減となりました。

営業利益は、各種製品の生産性向上により、売上減の影響を最小限に抑え、前期比2千万円(2.9%)減益の7億4百万円となりました。



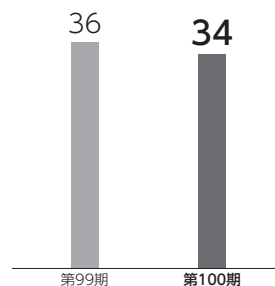
# その他の事業

主な  
事業内容

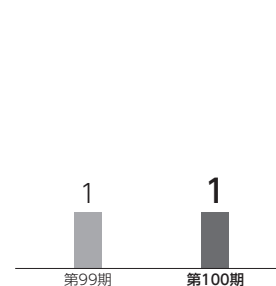
内航海運、港湾運送、  
貨物利用運送、倉庫



売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



## (2) 対処すべき課題

当社グループは昨年、2023年度～2025年度の3カ年を対象とする「2023中期経営計画」を策定・公表しました。今回の中計では、まず2030年のありたい姿として「人を活かし、技術を活かし、時代の波に乗りつづける企業でありたい」と定め、そこからバックキャストしたこの3年間の実行施策を立案しました。2022年度で終了した「2020中期経営計画」で残された経営課題や非財務課題の解決と、「2030年のありたい姿」に向けた次なる飛躍の助走を同時に行ってまいります。

2023年度は中計初年度として、前中計より大きな課題となっていた北米ばね事業では、撤退覚悟で顧客との売価アップの交渉を粘り強く行った結果、ほぼすべての顧客と妥結し、大幅な損益改善を果たしました。これは当社の存在意義を認めて貰った結果であり、事業再建にも目途が立ったことで、財務体質を強化するため増資も実施しました。一方、特殊鋼鋼材事業では、主要需要先である建設機械向けの需要急減、産業機械・工作機械向けの需要低迷の継続、さらには原材料市況の高止まりと円安進行による調達コスト上昇等の影響を受け、前期に比べ損益が悪化しました。加えてばね事業の海外子会社で減損損失を計上したことにより、当期純利益は大幅に悪化し損失を計上しました。

こうした業況の中で、当社としては以下を課題と認識し、取り組みを推進することで市場評価を改善させてPBRを向上させることが重要と認識しています。

(当社の対処すべき課題)

- ① 稼ぐ力の徹底的な強化 (ROE向上)
- ② 戦略事業の育成
- ③ 非財務関連の取り組み推進 (カーボンニュートラル、人材への投資等)

当社のPBRは1倍を下回る状態が長期にわたって続いておりますが、その最大の要因としては十分なROEを確保できていないことが挙げられます。コスト削減と売価改善によるマージンの維持・拡大に加えて、成長分野である洋上風力等向けの高付加価値製品の開発・市場投入や、採算性による製品ポートフォリオの見直しなど、稼ぐ力の徹底した強化を図っていきます。またROICを用いて資本効率性の点から事業ポートフォリオの最適化を進め、不採算事業の撤退・売却を含めた事業性判断を速やかに行っていきます。これら施策によりROE向上を実現し、安定して利益成長を続けていくことのできる事業構造を構築してまいります。

また「環境対応」「海外事業」「EVシフト」をキーワードとした5つの戦略事業の育成を進めています。足元では海外鋼材事業において、増産に向けた設備増強投資を行っている他、精密部品事業では2024年度より大型案件が立ち上がることで収益への貢献が期待されます。また特殊合金粉末事業や洋上風力関連でも、設備増強による生産体制強化を進めています。これにより、成熟市場である基盤事業に依存している現在の収益構造から脱却し、将来性が期待できる分野へのシフトを進めてまいります。

これらの取り組みを進めることで、景気変動や不採算事業の損益悪化の影響を大きく受ける現在の事業ポートフォリオからの変革を果たし、業績のボラティリティを改善させるとともに、時代の変化に対応しながら持続的な成長を実現してまいります。

非財務関連の取り組みも重視しています。社会からの高まる要請に応えるべく、カーボンニュートラル目標について、特に排出量が多い特殊鋼鋼材部門にて再生エネルギー由来の電力使用を前倒しで進めることで、当社の2030年の排出量削減目標を総排出量30%減（従来は約15%減）に引き上げました。また自社で発生するCO<sub>2</sub>排出量の削減に留まらず、例えば燃費向上に資する軽量化した自動車用ばねなど、社会全体のCO<sub>2</sub>削減に貢献する製品の開発・販売を進めることで、2050年カーボンニュートラル実現という社会課題の解決に対して、当社の技術力・製品力を用いて貢献してまいります。

当社の持続的成長を実現するためには、人的資本経営の推進も必要不可欠と考えています。昨年当社として初めて従業員向けエンゲージメントサーベイを実施し、課題の抽出と組織全体での課題認識、改善策の立案と実行、その評価を踏まえたさらなる改善といったサイクルを進めています。特に、経営層が先頭に立って社員の声を聞くタウンホールミーティングを全国の各拠点にて行うなど、トップ主導で企業文化の変革を推進しております。

こうした事業活動を支える基盤としてのガバナンス体制の強化としては、執行役員の業績連動における非財務比率を高めること、取締役会の議論活性化、安全・品質保証やハラスメント対策を含むコンプライアンス遵守、サイバーセキュリティ対策といったリスク管理の強化も推進してまいります。

持続的な成長と経営リスクの低減を進めるとともに、株主・投資家の皆様との対話の深化と認識ギャップの解消を進めていくことで、資本コストの低減を図ってまいります。

一方、株主還元も重要施策と位置付けており、2024年2月には配当方針を見直し、従来の配当性向30%に加え、今中計期間は1株当たり最低60円配当としました。一定金額の配当をお約束することで、株主の方に安心して当社株式を購入していただきたいとの思いから、今回の方針修正を行いました。

こうした当社の課題認識とその対応策を実行することで、「2023中期経営計画」で掲げた目標の達成、さらには2030年のあるべき姿の実現を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【参考】

(中長期的な経営計画)

1. 2030年のありたい姿

**戦略事業で攻めの経営、持続的成長の実現**

基盤事業の“稼ぐ力”の強化と戦略事業の“育成”の推進で  
企業価値の向上と持続的成長を実現

**「人を活かし、技術を活かし、時代の波に乗り続ける企業でありたい」**

2. 2023中期経営計画（2023年度～2025年度）

【基本方針】

- ① 稼ぐ力の強化  
マージン維持・拡大とコスト削減で稼ぐ力を徹底して追求し、戦略事業拡大および財務基盤強化の原資とする。
- ② 戦略事業の育成  
2023中計で事業拡大に向けた準備と刈り取りを進め、2030年に向けて大きく伸ばす。  
戦略事業に経営資源を積極的に配分し、事業の育成を進める。
- ③ 人材への投資  
「人材への投資」を通じて、生産性向上とイノベーションを実現する。
- ④ サステナビリティ経営  
ESGなど財務項目以外の課題を明確にし、持続的企業価値向上を図る。

これらの基本方針に基づいた各種施策を進め、実績を出していくことで、中長期的な企業価値向上とPBR 1倍以上を目指してまいります。

「2023中期経営計画」の詳細については当社ウェブサイト  
(<https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/mid-plan/>) をご覧ください。



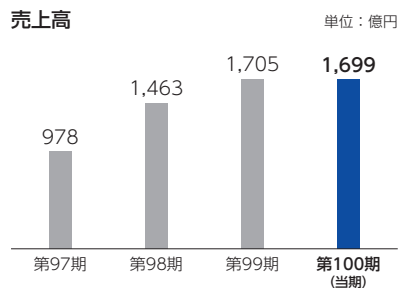
### (3) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの状況

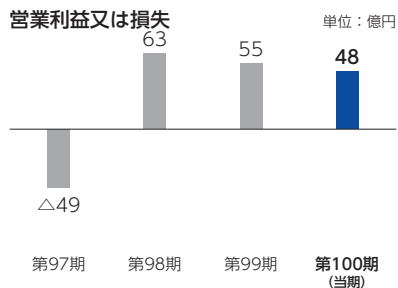
区分	第97期 (2020/4~2021/3)	第98期 (2021/4~2022/3)	第99期 (2022/4~2023/3)	第100期(当期) (2023/4~2024/3)
売上高	(百万円) 97,804	146,292	170,537	169,943
営業利益又は損失	(百万円) △4,943	6,270	5,547	4,808
経常利益又は損失	(百万円) △5,509	5,780	3,743	1,949
親会社株主に帰属する当期純利益 又は損失	(百万円) △5,528	4,068	2,190	△969
1株当たり当期純利益又は損失	(円) △359.4	264.8	142.6	△63.5
総資産	(百万円) 132,320	142,962	156,409	147,071

#### 経営情報 (連結)

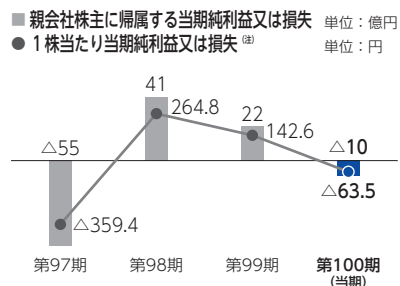
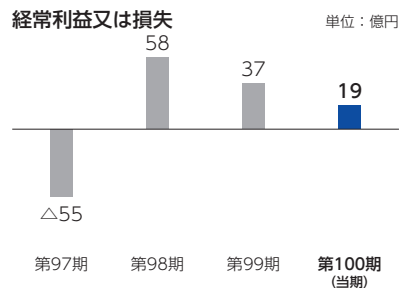
売上高



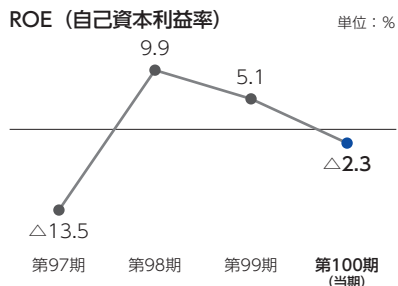
営業利益又は損失



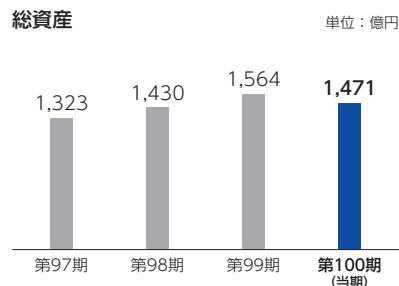
経常利益又は損失



ROE (自己資本利益率)



総資産



- (注) 1. 「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、期中平均発行済株式及び期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めております。  
2. 第97期、第98期のROE (自己資本利益率) の数値は、誤謬の訂正後の数値となります。



#### (4) 資金調達の状況

当期の設備資金及び運転資金につきましては、自己資金と借入金によって賄いました。

#### (5) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
株式会社三菱UFJ銀行	20,083百万円
株式会社日本政策投資銀行	9,675
シンジケートローン	5,000
明治安田生命保険相互会社	2,784
株式会社八十二銀行	2,624

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするものであります。

#### (6) 設備投資の状況

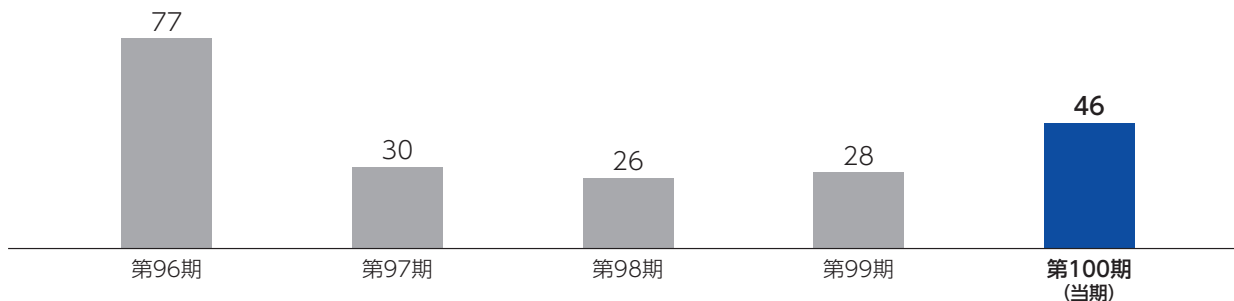
当期において実施した設備投資の総額は46億円であります。

主な設備投資

部門	場所	項目
特殊鋼鋼材事業	三菱製鋼室蘭特殊鋼株式会社	製造設備更新、建屋新築
	千葉製作所	製造設備新設・更新
ばね事業	MSM Philippines Mfg. Inc.	製造設備新設
	MSSC Ahle GmbH	製造設備新設、建屋新築
	MSSC MFG MEXICANA, S.A. DE C.V.	製造設備更新
機器装置事業	三菱長崎機工株式会社	製造設備新設、システム更新
全社	本社	システム更新

#### 設備投資の状況

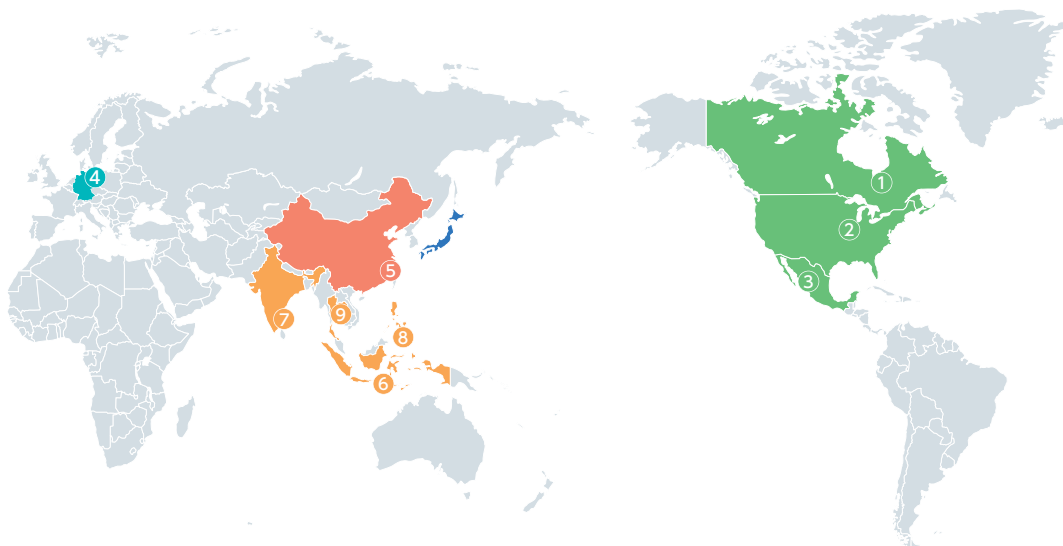
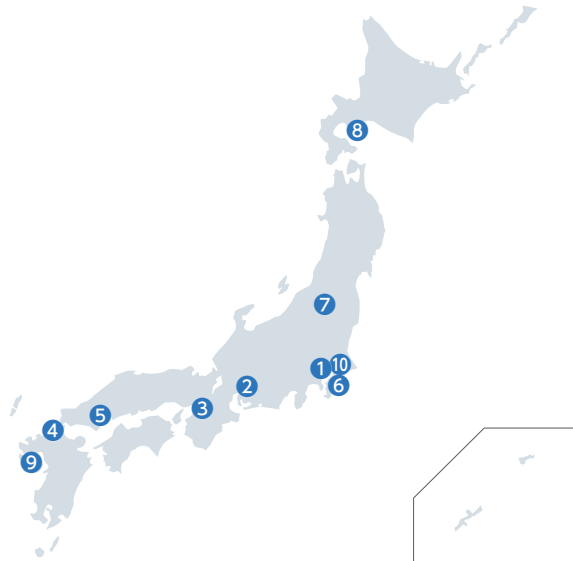
単位：億円



(7) 主要な拠点並びに重要な子会社及び企業結合の状況 (2024年3月31日現在)

ア. 当社

	名 称	所 在 地
国内	① 本社	東京都
	② 中部支社	愛知県
	③ 西日本支社	大阪府
	④ 福岡営業所	福岡県
	⑤ 広島営業所	広島県
	⑥ 千葉製作所, 技術開発センター	千葉県
	⑦ 広田製作所	福島県



## イ. 重要な子会社

	会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
国内	⑧三菱製鋼室蘭特殊鋼株式会社	北海道	3,000 百万円	70.0%	特殊鋼鋼材及び鋼塊の製造
	⑨三菱長崎機工株式会社	長崎県	900 百万円	69.2%	鉄構品、産業機械、鍛圧機械、環境リサイクル機器の製造、販売
	⑩菱鋼運輸株式会社	千葉県	99 百万円	86.0%	内航海運、港湾運送、貨物利用運送、倉庫
北中米	①MSSC CANADA INC.	カナダ	109,000 千カナダドル	100.0%	自動車用ばねの製造、販売
	②MSSC US INC.	アメリカ	70,900,100 米ドル	100.0%	自動車用ばねの製造、販売
	③MSSC MFG MEXICANA, S. A. DE C. V.	メキシコ	304,346 千メキシコペソ	100.0%	自動車用ばねの製造、販売
欧州	④MSSC Ahle GmbH	ドイツ	25,000 ユーロ	100.0%	自動車用ばねの製造、販売
中国	⑤寧波菱鋼彈簧有限公司	中国	28,200 千米ドル	100.0%	自動車・建設機械用ばねの製造、販売
東南アジア	⑥PT. JATIM TAMAN STEEL MFG.	インドネシア	2,209,387 百万インドネシアルピア	75.0%	特殊鋼鋼材の製造、販売
	⑦MSM SPRING INDIA PVT.LTD.	インド	677,000 千インドルピー	97.1%	建設機械・鉄道車輛用ばねの製造、販売
	⑧MSM Philippines Mfg.Inc.	フィリピン	24,000 千フィリピンペソ	100.0%	精密ばね及びモジュール製品の製造、販売
	⑨MSM (THAILAND) CO.,LTD.	タイ	154,200 千タイバーツ	100.0%	精密鋳造品、精密機械加工品の製造、販売 自動車用ばね（板ばね）の販売

(注) 1. 当期末の当社の連結子会社は18社、持分法適用関連会社は3社であります。  
2. 当期末において、会社法施行規則第118条第4号に定める特定完全子会社はありません。

## ウ. 重要な企業結合等の状況

- (ア) MSSC CANADA INC.は、2024年3月13日に増資したことにより、資本金が5,000千カナダドルから109,000千カナダドルとなりました。
- (イ) MSSC US INC.は、2024年3月25日に増資したことにより、資本金が100米ドルから70,900,100米ドルとなりました。
- (ウ) 2023年9月12日付でMSM SPRING INDIA PVT.LTD.への当社の出資比率は96.5%から97.1%となりました。

## (8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### ア. 当社グループの従業員の状況

部 門	従業員数
特殊鋼鋼材事業	868名
ばね事業	1,439
素形材事業	1,040
機器装置事業	441
その他の事業	93
全社 (共通)	195
合計	4,076

(注) 1. 当社グループの従業員は前期末と比べて46名増加しております。

2. 「全社 (共通)」として記載している従業員数は、特定の部門に区分できない従業員であります。

### イ. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
676名	13名増	43.6歳	21.0年

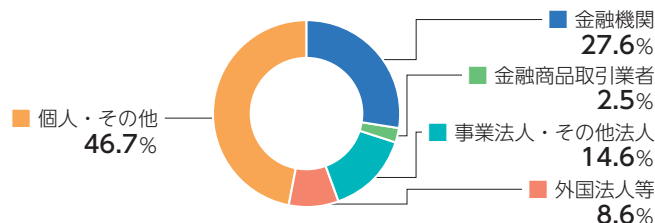
## 2 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 36,000,000株 (ご参考) 所有者別株式分布状況

(2) 発行済株式の総数 15,709,968株

(3) 株主数 15,101名

(4) 大株主



株主名	持株数	持株比率
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,852千株	12.0%
三菱重工業株式会社	1,000	6.5
明治安田生命保険相互会社	715	4.6
三菱製鋼共栄会	450	2.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	352	2.3
東京海上日動火災保険株式会社	255	1.7
日本製鉄株式会社	226	1.5
INTERACTIVE BROKERS LLC	225	1.5
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76119口)	221	1.4
株式会社八十二銀行	178	1.2

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式272千株を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式(221,421株)は含んでおりません。

## 3 新株予約権等に関する事項 (2024年3月31日現在)

現に発行している新株予約権等はありません。

## 4 役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐藤基行	
* 代表取締役 社長執行役員	山口 淳	
* 代表取締役 専務執行役員	永田 裕之	社長補佐 (管理全般)
取締役 常務執行役員	山尾 明	営業本部長, 部品事業部担当 MSSC Ahle GmbH 取締役会長 MSM(THAILAND)CO.,LTD. 取締役会議長
取締役	菱川 明	
取締役	竹内 美奈子	(株)TM Future 代表取締役 (株)滋賀銀行 社外取締役 (株)日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役
常勤監査役	坂本 泰邦	
常勤監査役	中森 義巳	
監査役	中川 徹也	山王法律事務所 弁護士
監査役	松田 結花	松田結花公認会計士・税理士事務所 代表 電気興業(株) 社外監査役 (株)電通グループ 社外取締役

- (注) 1. \*印は代表取締役であります。  
2. 関根博士氏は2023年6月28日付で任期満了により取締役を退任いたしました。なお、同氏は同日付で顧問に就任しております。  
3. 永井岳司氏は2023年6月28日付で任期満了により監査役を退任いたしました。  
4. 取締役 菱川 明及び竹内美奈子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は両氏を独立役員として(株)東京証券取引所に届け出ております。  
5. 監査役 坂本泰邦、中川徹也、松田結花の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は3氏を独立役員として(株)東京証券取引所に届け出ております。  
6. 監査役 松田結花氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考) 2024年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりであります。

地 位	氏 名	業務担当範囲
社長執行役員	山 口 淳	
専務執行役員	永 田 裕 之	社長補佐（管理全般），サステナビリティ担当
常務執行役員	山 尾 明	営業本部長，部品事業部担当
常務執行役員	小 倉 潤 司	技術開発センター長兼DX推進室長，資材部担当
上席執行役員	柳 沼 康 一	経理部長
上席執行役員	柴 田 淳 也	鋼材事業部長，三菱製鋼室蘭特殊鋼(株)取締役社長
上席執行役員	安 達 康 弘	ばね事業部長兼千葉製作所長
執行役員	村 山 努	広報・IR部長兼システム部長
執行役員	倉 内 拓 哉	総務部長兼ESG推進室長
執行役員	得 地 一 匡	生産企画部長，品質保証・安全・カーボンニュートラル担当
執行役員	村 田 真 宏	人事部長
執行役員	深 澤 秀 一	素形材事業部長
執行役員	大 岡 泰 正	営業本部鋼材営業部長
執行役員	赤 羽 俊 樹	経営企画部長
執行役員	安 達 茂 雄	営業本部機能部品営業部長

(注) 社長執行役員 山口 淳，専務執行役員 永田裕之の両氏は代表取締役を兼務しております。また，常務執行役員 山尾 明氏は取締役を兼務しております。

## (2) 社外役員に関する事項

### ア. 重要な兼職先と当社との関係

区分	社外役員名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	竹内 美奈子	(株)TM Future 代表取締役	特別の利害関係はありません。
		(株)滋賀銀行 社外取締役	特別の利害関係はありません。
		(株)日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役	特別の利害関係はありません。
監査役	中川 徹也	山王法律事務所 弁護士	特別の利害関係はありません。
	松田 結花	松田結花公認会計士・税理士事務所 代表	特別の利害関係はありません。
		電気興業(株) 社外監査役	特別の利害関係はありません。
		(株)電通グループ 社外取締役	(株)電通グループの子会社である(株)電通総研と取引があるものの、その額は僅少であり、その他の特別の利害関係はありません。

### イ. 当事業年度における主な活動状況

#### 【社外取締役】

区分	社外役員名	取締役会 出席状況	指名報酬委員会 出席状況	社外役員連絡会 出席状況	活動状況と役割
取締役	菱川 明	14回中14回	11回中11回	4回中4回	大手重工メーカーでの会社経営の豊富な経験と経営ノウハウに関する高い見識を活かし、技術部門出身者としての視点から、取締役会、指名報酬委員会、及び社外役員連絡会において企業価値向上等に向けた発言を行い、重要な役割を果たしております。
	竹内 美奈子	14回中14回	11回中11回	4回中4回	人材開発コンサルティング企業での会社経営の豊富な経験に関する高い見識を活かし、人材やESGの視点から、取締役会、指名報酬委員会、及び社外役員連絡会において企業価値向上等に向けた発言を行い、重要な役割を果たしております。



## 【社外監査役】

区 分	社外役員名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	社外役員連絡会 出席状況	活動状況
監査役	坂 本 泰 邦	14回中14回	15回中15回	4回中4回	金融機関における豊富な経験をとおして培われた知識をもとに、取締役会、監査役会において有益な発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って職務を執行し、監査機能を十分に発揮しております。
	中 川 徹 也	14回中14回	15回中15回	4回中4回	弁護士としての豊富な経験をとおして培われた知識をもとに、取締役会、監査役会において有益な発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って職務を執行し、監査機能を十分に発揮しております。
	松 田 結 花	14回中13回	15回中15回	4回中4回	公認会計士及び税理士としての豊富な経験をとおして培われた知識をもとに、取締役会、監査役会において有益な発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って職務を執行し、監査機能を十分に発揮しております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 社外役員連絡会は、2023年6月28日に従来のガバナンス委員会から名称を変更したものであります。そのため、社外役員連絡会の出席回数はガバナンス委員会における出席回数も算入しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額であります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、及び管理職を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動型報酬		
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外役員)	248百万円 (19)	179 (19)	37 (-)	31 (-)	7人 (2)
監査役 (うち社外役員)	54 (36)	54 (36)	-	-	5人 (3)

- (注) 1. 上記支給額には、2023年6月28日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する支給額を含めております。
2. 2023年6月28日開催の第99回定時株主総会において承認された業績連動型株式報酬制度に基づく役員株式給付引当金につきましては、直近の業績状況を勘案し費用を再算定した結果、当事業年度中の繰入額を31百万円計上しております。
3. 賞与の支給対象者は4名となっております。

### ア. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬は、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、かつ「株式報酬」は非金銭報酬となります。

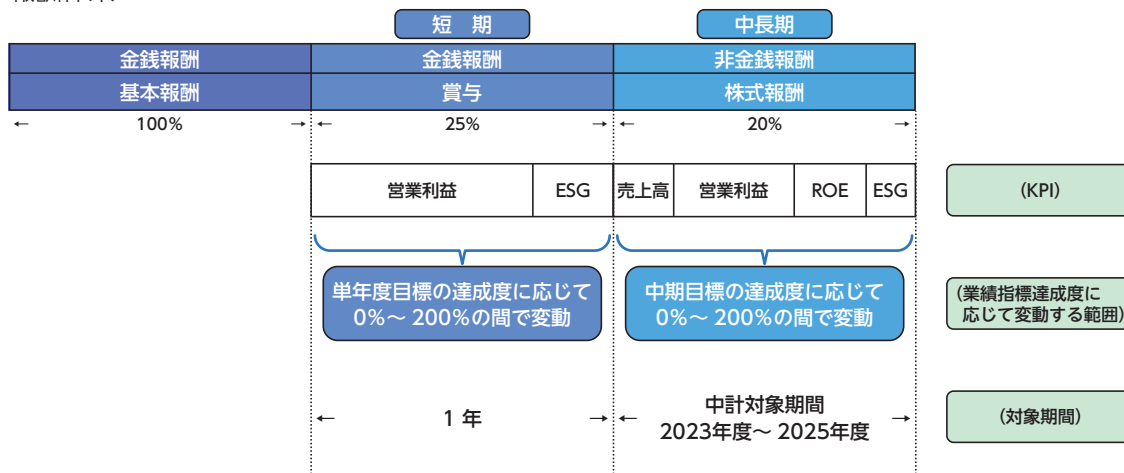
#### (ア) 業績に連動する賞与

単年度の連結営業利益額、ESG指標（CO<sub>2</sub>排出量等）により業績評価とする賞与を導入しており、一定の時期に取締役（社外取締役を除く）に対し支給します。業績指標として連結営業利益額を選んだ理由は、着実な年度収益向上への意欲を増進させるためであり、ESG指標（CO<sub>2</sub>排出量等）を選んだ理由は、非財務指標に対する達成意欲を向上させるためです。業績に連動する賞与の算定方法は、単年度の業績指標達成度、非財務指標達成度並びに前年実績からの業績改善度を反映した支給率に基づき支給額を決定するインセンティブ性を高める制度としております。

(イ) 業績連動型の株式報酬（非金銭報酬）

中長期的な業績向上及び企業価値の増大へのインセンティブを高めることを目的として、BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを導入しております。事業規模を拡大するとともに収益性及び資本効率性の向上が中長期的な企業価値向上に資すると考え、中期経営計画目標値に対する連結売上高、連結営業利益、ROEの達成度並びに非財務指標として、ESG（CO<sub>2</sub>排出量等）の達成度を指標としております。なお、2023年度から2025年度の中期経営計画の目標として、連結売上高：1,850億円、連結営業利益：110億円、ROE：8%を掲げておりましたが、実績値は各々1,699億円、48億円、△2.3%となっております。中期経営計画終了時又は退任時に、毎年役位に応じて付与されるポイントに業績指標の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動する業績連動係数を乗じたポイントの50%に相当する株式を交付し、残りについては株式の換価処分金相当額を支給しております。

報酬体系



## イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2016年6月17日開催の第92回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とする旨の決議をいただいております。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

また当該金銭報酬とは別枠で、2023年6月28日開催の第99回定時株主総会において、取締役（社外取締役は付与対象外）及び委任契約の執行役員に対する業績連動型株式報酬等を対象期間（3年）に当社が拠出する金額の限度額を381百万円（1事業年度あたり127百万円）として支給する旨の決議をいただいております（※）。当該定時株主総会最終時点の取締役（社外取締役を除く）及び委任契約の執行役員の員数は4名です。当社監査役の金銭報酬の額は、2016年6月17日開催の第92回定時株主総会において、監査役の報酬等の額を年額100百万円以内とする旨の決議をしております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は4名です。

（※）第3号議案をご承認いただいた場合、業績連動型株式報酬等の交付等の対象者に雇用契約の執行役員も含まれることとなる予定であり、その場合、対象期間（3年）に当社が拠出する金額の限度額は750百万円（1事業年度あたり250百万円）となる予定です。なお、当該定時株主総会最終時点の取締役（社外取締役を除く）、委任契約の執行役員並びに雇用契約の執行役員の員数の合計は16名です。

## ウ. 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### （ア）役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかると決定方針の改定について決議しております。

### （イ）決定方針の内容の概要

取締役の報酬等の額の決定に関する方針は取締役会において決定します。社外取締役を除く取締役の報酬等の額は、役位に応じた基本報酬（固定）のほか、業績に連動する賞与及び業績連動型の株式報酬としております。業績目標達成（100%）の場合、基本報酬100に対して業績連動型報酬45（賞与25、業績連動型の株式報酬20）の割合で支給し、加えて賞与については業績改善度を反映し支給しております。社外取締役については、各社外取締役の幅広い知見・経験に基づく助言を経営に反映するために就任いただいているものであり、その役割・職

務内容を勘案し基本報酬（固定）のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役 社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとし、当該権限が代表取締役 社長執行役員によって適切に行使されるよう、取締役会が社外取締役を委員長とする指名報酬委員会へ諮問をし、同委員会の答申を経ております。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について多角的な検討を行い、取締役会は同委員会の答申を尊重しており上記決定方針に沿うものであると判断しております。

## **エ. 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項**

取締役の個人別の報酬等（業績連動型の株式報酬（BIP信託）を除く）については、代表取締役 社長執行役員山口 淳がその具体的内容について委任を受けるものとしております。委任した理由は、各取締役の担当範囲における評価を行うには代表取締役 社長執行役員が最も適しているからであります。当該権限が代表取締役 社長執行役員によって適切に行使されるよう、取締役会が取締役会長及び社外取締役をメンバーとする指名報酬委員会へ諮問をし、同委員会の答申を経ております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ（2024年3月31日現在）

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	当連結会計年度
	監査証明業務に基づく報酬
当社	64百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭の合計額	86

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、当社における監査証明業務に基づく報酬の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算定根拠の妥当性及び今後の適切な監査業務提供の実現性等を総合的に勘案の上、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき解任します。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任の決定を行います。

## 6 内部統制に関する基本方針及び当該方針の運用状況

### (1) 内部統制に関する基本方針

当社が取締役会において決議した内部統制に関する基本方針は次のとおりであります。

ア. 当社及び当社子会社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合すること、及び効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社会的責任を果たし、社会から信頼される企業を目指すため、「経営理念」、「三菱製鋼グループ企業行動指針」及び「三菱製鋼グループ行動規範」を定めるとともに、より実効的なコーポレート・ガバナンスを追求しその充実に取り組むことを「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に規定し、「取締役会制度と監査役会制度の機能強化」と「経営会議による業務執行の審議並びに法令遵守・危機管理強化」に重点を置く体制としている。

取締役会はグループ全体の経営戦略を方向付ける場であり、意思決定の迅速化に留意しつつ経営の基本方針策定、法令・定款で定められた事項その他経営に関する重要事項の決定、及び取締役の業務執行の監督をする。

取締役会は、必要最小限の規模とし、意思決定を迅速かつ効率的に行える体制とする。取締役会が決定した方針等については執行役員が業務を執行する。

また、社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席し、業務執行の決定における公平性及び透明性を確保する。その他、取締役会の下部機関として社外取締役が委員長を務め、取締役会長及び社外取締役を構成メンバーとした指名報酬委員会が、役員指名等及び役員報酬の決定等に係る機能の客観性・透明性の向上を図っている。また、社外役員の情報交換と認識共有を目的とした社外役員連絡会を設置し、社外取締役と社外監査役の連携強化を図ることにより、取締役会における経営戦略に関する議論の活性化と経営に対する監督・監視の実効性向上を図る。監査役会は監査の方針、業務の分担に基づきそれぞれ法令遵守、危機管理を含め、グループ全体の監査を行い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

さらに、取締役、監査役、執行役員、事業部長、企画部門各部長、営業本部長、管理部門各部長、技術開発センター長等を構成メンバーとした経営会議を原則毎週定期的に開催（必要に応じて臨時にも開催）し、当社グループの重要な業務の執行、法令遵守、危機管理について審議し、対応する。

子会社については、「子会社管理規程」において子会社管理のルールを明確化し遵守すること

で、子会社の状況を把握・管理するとともに、原則として当社の取締役、監査役又は使用人等が各子会社の取締役又は監査役を兼任することで、職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。なお、当社グループは、反社会的勢力とは一切関係をもたないことを「三菱製鋼グループ企業行動指針」及び「三菱製鋼グループ行動規範」に掲げ、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等外部の専門機関とも連携を図り、毅然とした態度で対応できる体制を整備している。

#### イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る情報の保存及び管理について、法令及び社規則に基づき、取締役会議事録等重要な書類及び情報を適切に保存及び管理を行う。

また、情報セキュリティ基本方針及び同規程に基づき、当社グループにおける情報セキュリティ管理体制を確保する。

#### ウ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社における損失の危険を伴う可能性のある問題について当社経営会議で議論するほか、リスク管理委員会においてガバナンス（子会社管理）、コンプライアンスを中心とした管理面でのリスクを検討することで、国内はもとよりグローバルな事業活動で発生する損失の危険を洗い出して適切に管理する体制を構築する。

また、投融資委員会が子会社・関連会社への増資、融資の判断及び設備投資計画、試験研究等に関する投資効果を十分に検討し、経営判断に資する体制を構築する。

その他に、取締役会規則に基づき、重要案件は子会社に係る事項も含め当社の取締役会で審議し、損失の発生を未然に防止する体制としている。

#### エ. 当社及び当社子会社の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては取締役による監督、監査役の業務監査に加え、社長直属の監査室が内部監査部門として使用人等の業務執行が、適正かつ適法に行われているかを監査する。

子会社においては、原則として当社の取締役、監査役又は使用人等が取締役、監査役を兼任することにより、使用人の職務の適正性・効率性を確保し、法令違反等を未然に防止する体制を確保する。

また、コンプライアンス基本規則に基づき当社及び当社グループの各社にコンプライアンス責任



者を設置することで、当社グループ全体のコンプライアンス推進体制を整備するとともに、リスク管理室とコンプライアンス責任者が定期的に情報交換を行い、各社のコンプライアンス遵守状況の把握に努める。加えて、当該体制が適切に運用されているかのレビューを定期的に行う。さらに、使用人にコンプライアンスの重要性を一層認識させるための研修を充実し、「三菱製鋼グループ企業行動指針」及び「三菱製鋼グループ行動規範」の理解を深めることで、一人一人にコンプライアンスの浸透を図る。また、監査室、法律事務所を窓口とした内部通報制度を設け、法令違反を未然に防止する体制を確保する。

オ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社の取締役は、当社の取締役会、経営会議で決定された方針に基づき業務を執行し、各子会社の使用人を監督する。また、各子会社の監査役監査に加え、当社取締役、監査役又は使用人等が主要な連結子会社の取締役、監査役を兼務し監督・監査を行うとともに、監査室、会計監査人と連携を図りつつ、各子会社の取締役、監査役と定期的に情報交換をしてグループ全体の業務の適正性を確保する。

さらに、子会社の重要な事項については、当社取締役、監査役、使用人等が子会社の取締役会等において報告を受けるほか、事業部門、企画部門、営業部門、管理部門及び技術開発部門を通じて常時把握する体制を確保する。

また、海外子会社管理体制を強化するため、各種施策を立案し、実行する。

なお、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための内部統制を整備し、適切に運用する。

カ. 監査役の職務を補佐すべき使用人に関する事項

監査役を補佐する兼任スタッフを置き、監査役の業務を補佐するとともに、当該スタッフの業務を監査役が適切に確認・指導することにより指示の実効性を確保する。

また、人事部担当執行役員は、監査役スタッフの独立性を確保するため、監査役スタッフの人事異動に係る事項について監査役会と事前に相談する。

キ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、業務執行の状況について適宜当社の監査役に報告を行う（監査役が出席する重要な会議での報告を含む）ほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、その他監査役が報告を求める事項について監査役に迅速に報告する。

また、当社及び国内・海外子会社の役員及び使用人からの内部通報の内容は監査役に対し報告する。

また、内部通報規程に当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わない旨規定するとともに社内研修においても不利な取り扱いを行わない旨説明する。

ク. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は監査役による監査の重要性を十分認識し、監査にかかる費用等については、監査役の必要に応じ適切に支払いを行う。

ケ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役をはじめとする取締役、監査室、使用人等、会計監査人と定期的に意見交換を行う。また、取締役会・経営会議で経営上の問題を早期に把握した上で、事業部や企画部門各部、営業部門各部、管理部門各部、技術開発部門から状況の報告を受ける。さらに各事業所及び子会社で毎月開催される主要な会議に適宜出席する等により、業務の執行状況を実効的に監査する。

## (2) 内部統制に関する基本方針の運用状況

当社では、内部統制に関する基本方針に基づき、内部統制の整備と適切な運用に努めており、当事業年度では、コンプライアンス意識を向上させるため、当社及び当社グループ各社に対し「三菱製鋼グループ行動規範」の周知活動を実施しました。その結果を踏まえて当社取締役会において従業員に対するさらなる浸透及び理解度の向上を図るため、社内教育の実施及び理解度調査の継続を決定しました。その他の内部統制に関する基本方針の運用状況のうち主なものは次のとおりです。

### ア. リスク管理体制に関する事項

当社経営会議において、当社及び当社子会社の事業活動におけるリスクを洗い出し、検討を行っております。当事業年度では計45回の経営会議を開催しました。重要案件については取締役会規則に基づき取締役会においても審議し、事業活動におけるリスクの把握・管理ができる体制を強化しております。

その他に、投融資委員会を設置し、事業部門等から独立した会議体として、客観的かつ中立な視点で案件を評価し、投融資委員会規程のもと、事業性とリスクを十分に検討することでリスク管理体制の強化を図りました。

また当社グループの管理面におけるリスクについては、リスク管理委員会の審議決定のもと、リスク管理室を中心とした施策取り組みにより、当社グループのリスク管理体制の一層の充実を図っております。

### イ. 子会社管理体制に関する事項

子会社管理規程を制定することにより、子会社管理のルールを明確化するとともに、取締役会及び経営会議において、子会社における重要事項を審議し、子会社の情報を把握・管理しております。また、原則として子会社の取締役・監査役を当社の取締役・監査役・使用人等が兼任しており、子会社の業務の適正性・効率性を確保し法令違反等を未然に防止しております。

#### ウ. コンプライアンスに関する事項

当社の取締役会、経営会議においては法令を遵守した業務執行がなされているかどうか審議するとともに、監査役会及び監査室が相互に連携しながら内部監査を行い、業務執行の妥当性や効率性の検証に加え、法令遵守状況の確認を行いました。

当事業年度では、当社及び子会社の従業員に対しコンプライアンス研修を実施したほか、当社及び子会社の役員を対象に研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。また、策定したコンプライアンス基本規則に基づき、グループ全体を統括するコンプライアンス統括責任者及び各子会社のコンプライアンス責任者を選任し、事務局であるリスク管理室とも連携・協力しながら、各社への個別ヒアリングや情報交換を実施し、コンプライアンス状況の調査・報告・監督等を行う体制を整備しております。さらに、グループ全体を対象に、コンプライアンスリスクに備えた対応ができているかを調査し、当該体制が適切に運用されているかのレビューを行い、今後も定期的にレビューを行う予定です。

当社は監査室、法律事務所を窓口とした内部通報制度を設け、通報の件数及び通報の中で特に重要な事項と調査責任者や監査室長等が判断した通報の内容を取締役に報告しておりますが、当事業年度においては重大な法令違反等に関する内部通報はありませんでした。

また、国内子会社については内部通報規程を各社に整備し、さらに海外子会社それぞれに内部通報制度を導入する取り組みを継続しておりタイ、中国、フィリピン、インドの子会社に導入しております。

また、当社は反社会的勢力との関係を排除するため、取引先各社との契約内容として反社会的勢力の排除に関する条項を規定する取り組みを継続して行っております。

#### エ. 取締役の職務執行に関する事項

当事業年度は、取締役会を計14回開催し、当社及び子会社における重要事項について活発な意見交換及び迅速かつ効率的な意思決定を行いました。社外取締役及び社外監査役が会議に出席しており、業務執行の公平性及び透明性を確保しております。

取締役会の下部機関である社外役員連絡会において、社外取締役と社外監査役の連携強化を図ることにより、取締役会における経営戦略に関する議論の活性化と経営に対する監督・監視の実効性向上を図りました。

当事業年度では役員の指名等及び役員報酬の決定等については、指名報酬委員会が客観性・透明

性の向上を図ることで、取締役会の監督機能を強化しております。

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び社規則に従い適切に行っております。当事業年度においては、情報セキュリティ基本方針及び同規程に基づき、当社グループ全体としての整備された情報セキュリティ管理体制のもと、当社グループの役員及び使用人を対象に情報セキュリティ教育・訓練を実施することで、一人一人の情報セキュリティの重要性に対する意識向上に努めております。

また、取締役会の実効性評価を定期的実施することで、取締役会の現状を把握し、運用の改善・効率化を図っております。

当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に基づき取締役は内部統制を構築・運用し、監査役、監査室及び会計監査人がその構築・運用状況を監査しております。

その他に、IR活動及びSR活動により株主・投資家から得られた意見や経営課題を経営に反映させる仕組みを構築しております。

#### オ. 監査役の職務執行に関する事項

監査役は監査役会（計15回）のほか、取締役会及び経営会議等の重要会議並びに各事業所及び子会社で毎月開催される主要な会議にも出席し、情報収集及び実態の把握に努めています。当事業年度では、経営上の重要性の観点から、特に北米、並びにインドネシア及びタイの拠点を往査し、幹部面談を実施しました。さらに、その他の重要拠点についても、中国についてリモートによる幹部ヒアリングを実施するなど状況把握に努めております。また、重要な使用人等との個別の面談を通じ、会社並びに各事業部門の課題及び取組方針を確認するとともに、監査室や会計監査人と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

また、社外役員間の情報共有を目的とした社外役員連絡会には、社外監査役に加えてオブザーバーとして社内監査役も出席して、社外取締役とともに、当社グループの各事業の進捗状況や課題の確認を行っております。

監査役の指揮命令下で、監査役スタッフが監査業務を補助するとともに、監査役の職務執行に係る費用等については、必要な金額を適切に支弁しております。

(注) 特段の記載のない限り、本事業報告中の記載金額は、億円単位の金額は億円未満を四捨五入し、百万円単位の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
また、比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

単位：百万円

科目	金額		科目	金額	
	第100期 (2024年3月31日現在)	(ご参考) 第99期 (2023年3月31日現在)		第100期 (2024年3月31日現在)	(ご参考) 第99期 (2023年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>92,916</b>	<b>105,808</b>	<b>流動負債</b>	<b>48,659</b>	<b>49,388</b>
現金及び預金	22,237	25,621	買掛金	17,401	16,247
受取手形、売掛金及び契約資産	29,725	31,861	電子記録債務	4,816	4,924
電子記録債権	4,224	4,899	契約負債	246	1,300
有価証券	—	5,000	短期借入金	20,120	20,339
商品及び製品	14,948	14,060	リース債務	89	550
仕掛品	6,544	7,851	未払法人税等	242	910
原材料及び貯蔵品	9,987	11,154	未払消費税等	499	233
その他	5,304	5,422	その他	5,241	4,882
貸倒引当金	△55	△63	<b>固定負債</b>	<b>50,579</b>	<b>57,332</b>
<b>固定資産</b>	<b>54,154</b>	<b>50,601</b>	長期借入金	35,619	44,587
<b>有形固定資産</b>	<b>38,348</b>	<b>37,893</b>	リース債務	1,228	1,172
建物及び構築物	8,632	8,069	繰延税金負債	3,307	2,396
機械装置及び運搬具	12,170	12,431	退職給付に係る負債	9,861	8,697
土地	15,473	14,707	役員退職慰労引当金	115	96
リース資産	1,003	1,045	事業整理損失引当金	69	128
建設仮勘定	554	1,131	その他	377	254
その他	514	507	<b>負債合計</b>	<b>99,238</b>	<b>106,721</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>790</b>	<b>744</b>	<b>純資産の部</b>		
ソフトウェア	675	618	<b>株主資本</b>	<b>43,630</b>	<b>45,793</b>
その他	115	125	資本金	10,003	10,003
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,015</b>	<b>11,964</b>	資本剰余金	2,229	2,236
投資有価証券	5,914	5,298	利益剰余金	32,881	34,855
長期貸付金	64	71	自己株式	△1,484	△1,301
退職給付に係る資産	7,117	4,777	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△2,482</b>	<b>△2,313</b>
繰延税金資産	378	372	その他有価証券評価差額金	805	435
その他	1,540	1,444	為替換算調整勘定	△4,889	△3,679
貸倒引当金	△0	△0	退職給付に係る調整累計額	1,601	929
<b>資産合計</b>	<b>147,071</b>	<b>156,409</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>6,684</b>	<b>6,208</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>47,832</b>	<b>49,688</b>
			<b>負債・純資産合計</b>	<b>147,071</b>	<b>156,409</b>

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 第99期記載金額は、誤謬の訂正後の金額となります。

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
	第100期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(ご参考) 第99期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
売上高	169,943	170,537
売上原価	148,155	147,279
売上総利益	21,788	23,257
販売費及び一般管理費	16,979	17,710
営業利益	4,808	5,547
営業外収益	795	674
受取利息及び配当金	154	159
生命保険配当金	84	84
持分法による投資利益	33	23
その他	522	406
営業外費用	3,654	2,478
支払利息	1,697	1,187
為替差損	1,262	942
その他	694	347
経常利益	1,949	3,743
特別利益	195	1,673
固定資産売却益	—	2
投資有価証券売却益	115	632
火災関連損失引当金戻入	—	148
受取保険金	78	884
その他特別利益	1	4
特別損失	1,406	690
減損損失	1,315	551
事業整理損失引当金繰入額	—	134
その他特別損失	90	4
税金等調整前当期純利益	738	4,726
法人税、住民税及び事業税	915	2,449
法人税等調整額	533	△39
当期純利益又は当期純損失 (△)	△709	2,317
非支配株主に帰属する当期純利益	259	127
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△969	2,190

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,003	2,236	34,004	△1,301	44,942
誤謬の訂正による累積的影響額			850		850
遡及処理後当期首残高	10,003	2,236	34,855	△1,301	45,793
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△6			△6
剰余金の配当			△1,003		△1,003
親会社株主に帰属する当期純損失			△969		△969
自己株式の取得				△259	△259
自己株式の処分				76	76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	△6	△1,973	△182	△2,162
当期末残高	10,003	2,229	32,881	△1,484	43,630

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	435	△3,980	1,800	△1,744	6,208	49,406
誤謬の訂正による累積的影響額		301	△870	△569		281
遡及処理後当期首残高	435	△3,679	929	△2,313	6,208	49,688
当期変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					6	—
剰余金の配当						△1,003
親会社株主に帰属する当期純損失						△969
自己株式の取得						△259
自己株式の処分						76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	370	△1,210	671	△168	469	300
当期変動額合計	370	△1,210	671	△168	476	△1,855
当期末残高	805	△4,889	1,601	△2,482	6,684	47,832

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	金 額		科 目	金 額	
	第100期 (2024年3月31日現在)	(ご参考) 第99期 (2023年3月31日現在)		第100期 (2024年3月31日現在)	(ご参考) 第99期 (2023年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>50,203</b>	<b>63,925</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,522</b>	<b>18,580</b>
現金及び預金	9,901	13,129	電子記録債務	1,826	1,539
受取手形	93	251	買掛金	6,866	5,243
電子記録債権	3,783	4,600	短期借入金	9,764	8,843
売掛金	14,166	14,852	未払金	292	298
有価証券	—	5,000	未払法人税等	—	720
商品及び製品	6,184	5,945	未払費用	1,648	1,651
仕掛品	1,066	1,068	未払消費税	—	144
原材料及び貯蔵品	422	416	役員株式給付引当金	—	25
前払費用	171	150	契約負債	9	12
短期貸付金	12,863	27,713	その他	114	100
未収入金	4,413	5,093	<b>固定負債</b>	<b>37,041</b>	<b>45,462</b>
その他	32	12	長期借入金	35,323	43,887
貸倒引当金	△2,896	△14,309	退職給付引当金	1,575	1,530
<b>固定資産</b>	<b>35,467</b>	<b>33,471</b>	繰延税金負債	93	—
<b>有形固定資産</b>	<b>7,623</b>	<b>8,285</b>	役員株式給付引当金	5	—
建物	2,785	3,038	その他	44	44
構築物	245	262	<b>負債合計</b>	<b>57,564</b>	<b>64,042</b>
機械装置	2,884	3,299	<b>純資産の部</b>		
車両運搬具	20	5	<b>株主資本</b>	<b>27,351</b>	<b>32,931</b>
工具器具備品	68	74	<b>資本金</b>	<b>10,003</b>	<b>10,003</b>
土地	1,349	1,349	<b>資本剰余金</b>	<b>3,684</b>	<b>3,684</b>
建設仮勘定	270	256	資本準備金	3,684	3,684
<b>無形固定資産</b>	<b>368</b>	<b>215</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>15,147</b>	<b>20,545</b>
ソフトウェア	262	186	利益準備金	809	809
その他	105	29	その他利益剰余金	14,337	19,735
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,475</b>	<b>24,970</b>	固定資産圧縮積立金	586	675
投資有価証券	1,567	1,131	別途積立金	8,855	8,855
関係会社株式	19,100	16,178	繰越利益剰余金	4,895	10,205
出資金	186	186	<b>自己株式</b>	<b>△1,484</b>	<b>△1,301</b>
関係会社出資金	2,737	2,737	<b>評価・換算差額等</b>	<b>755</b>	<b>422</b>
長期貸付金	2,427	4,705	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>755</b>	<b>422</b>
前払年金費用	1,843	1,503	<b>純資産合計</b>	<b>28,106</b>	<b>33,354</b>
繰延税金資産	—	552	<b>負債・純資産合計</b>	<b>85,671</b>	<b>97,397</b>
その他	177	174			
貸倒引当金	△565	△2,198			
<b>資産合計</b>	<b>85,671</b>	<b>97,397</b>			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
	第100期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(ご参考) 第99期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
売上高	84,504	90,036
売上原価	71,761	72,100
売上総利益	12,742	17,936
販売費及び一般管理費	10,033	10,584
営業利益	2,709	7,352
営業外収益	2,688	1,616
受取利息及び配当金	2,468	1,504
その他	220	112
営業外費用	8,790	5,769
支払利息	649	544
為替差損	1,575	658
関係会社貸倒引当金繰入額	6,414	4,454
その他	150	112
経常利益又は経常損失 (△)	△3,392	3,199
特別利益	115	632
投資有価証券売却益	115	632
特別損失	—	143
関係会社株式評価損	—	139
その他特別損失	—	4
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△3,277	3,688
法人税、住民税及び事業税	612	2,141
法人税等調整額	503	△191
当期純利益又は当期純損失 (△)	△4,394	1,738

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

三菱製鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄 士

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製鋼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

三菱製鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄 士

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製鋼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ウ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

三菱製鋼株式会社	監査役会
常勤監査役(社外)	坂本 泰邦
常勤監査役	中森 義巳
監査役(社外)	中川 徹也
監査役(社外)	松田 結花

(注) 監査役坂本泰邦、中川徹也、松田結花の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

ホテルグランドアーク半蔵門4階（富士西の間）

東京都千代田区隼町1番1号 ☎ 03 (3288) 0111



## 交通のご案内

東京メトロ 半蔵門線「半蔵門」駅 **6番出口** 徒歩3分  
※ 6番出口は地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。

東京メトロ 有楽町線「麹町」駅 **1番出口** 徒歩7分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。